

プロ向けファンド業者(適格機関投資家 等特例業務)の規制改正

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

ご相談については下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之
TEL 03-5288-1021
Email m-watanabe@miyake.gr.jp

適格機関投資家等特例業務(「プロ向けファンド」)と改正の背景

○適格機関投資家等(1名の適格機関投資家および49名以内の一般投資家(アマ))を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、金融商品取引業者(私募については第二種金融商品取引業、自己運用については投資運用業)としての登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる。

- ① 組合型集団投資スキームの私募(通常は第二種金融商品取引業)
- ② 組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用

○このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。

○プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、

- ① 他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、登録制でないこともあり、行政処分(業務改善・停止命令、登録取消)の対象となっていないこと。
- ② 49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、
を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

プロ向けファンドの届出者数等の状況

(1) 届出者数等(27年3月末)

金融商品取引業者	2,045
第一種金融商品取引業	278
第二種金融商品届出業	1,267
投資助言・代理業	1,001
投資運用業者	321
「プロ向けファンド」届出者	3,031

(注)金融商品取引業者の内訳については、同一の者が複数の登録を受けている場合があり、金融商品取引業者全体の数とは一致しない。

(2) 「プロ向けファンド」の販売実績(25年度)

	組合理集団投資スキーム全体	うちプロ向けファンド	割合
販売本数	2,758本	620本	22.5%
販売額合計	1兆4,394億円	9,515億円	66.1%
運用本数	3,912本	2,046本	52.3%
運用財産額合計	13兆7,557億円	8兆8,097億円	64.0%

(注)販売本数・販売額合計は25年度、運用本数・運用財産額合計は25年度末。

(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。(「ファンドモニタリング調査」の調査対象業者は国内業者のみ)

平成27年金融商品取引法改正の概要

- プロ向けファンドの届出者の要件の厳格化
 - ✓ 欠格事由(業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等)の導入(63条7項)
 - ✓ 届出書の記載事項の拡充・公表(63条2項～6項)
- 適格機関投資家の位置付け
 - ✓ 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定(63条1項)
- 届出者に対する行為規制
 - ✓ 登録業者と同等の行為規制を導入(63条1項)
 - 〃 適合性原則
 - 〃 契約締結前交付書面の交付
 - 〃 忠実義務、善管注意義務
 - 〃 投資家利益を害する取引行為の禁止 等
- 問題のある届出者への対応
 - ✓ 監督上の処分(業務改善・停止・廃止命令)の導入(63条の5)
 - ✓ 実態把握・投資家保護の観点から、報告徴求・立入検査を行うことができることを明確化(63条の6)
 - ✓ 裁判所の禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大(192条)
 - ✓ 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ(懲役1年以下⇒5年以下)、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設(懲役2年以下・5年以下)(197条の2、198条の5)

施行日・経過措置

『金融商品取引法の一部を改正する法律』(平成27年6月3日法律第32号)

□ 施行日:平成28年3月1日

- ✓ 適合性の原則や契約締結前書面の交付義務等の行為規制は施行後直ちに適用されることになる。
- ✓ 法施行の際に現に適格機関投資家等特例業務を行っている者は、施行日前に勧誘を開始した権利に係る投資運用を引き続き行うことができることとされている(改正法附則2条)が、新たな勧誘については改正法の要件を満たすものでなければ行うことができない。
- ✓ 法施行の際に現に適格機関投資家等特例業務を行っている者は、施行日から6か月以内に届け出事項・添付書類の追加提出を行わなければならない(改正法附則3条)。

プロ向けファンドの出資者の範囲

適格機関投資家①

- 〃 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。))又は投資運用業を行う者に限る。)
- 〃 投資法人(投信法2条12項)
- 〃 外国投資法人(投信法2条23項)
- 〃 銀行
- 〃 保険会社
- 〃 外国保険会社等(保険業法2条7項)
- 〃 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- 〃 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫
- 〃 信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行った者及び信用協同組合連合会並びに業として預金若しくは貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会
- 〃 株式会社企業再生支援機構(株式会社企業再生支援機構法22条1項1号並びに2号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。)
- 〃 財政融資資金の管理及び運用をする者
- 〃 年金積立金管理運用独立行政法人
- 〃 株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行部門に限る。))及び沖縄振興開発金融公庫
- 〃 株式会社日本政策投資銀行
- 〃 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 〃 短資業者(金商法33条の2の規定により登録を受けたものに限る。)

- 〃 ベンチャー・キャピタル業務(銀行法施行規則17条の3第2項12号)を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、この号の届出の時における資本金の額が5億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者
- 〃 投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合法2条2項)
- 〃 厚生年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令39条1項の規定により提出されたものに限る。))における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者、企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(確定給付企業年金法施行規則117条3項1号の規定により提出されたものに限る。))における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者並びに企業年金連合会
- 〃 都市再生特別措置法29条1項2号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者(同項2号に掲げる業務を行う場合に限る。)
- 〃 信託会社(信託業法2条2項)(管理型信託会社(同条4項)を除く。))のうち金融庁長官に届出を行った者
- 〃 外国信託会社(信託業法2条6項)(管理型外国信託会社(同条7項)を除く。))のうち金融庁長官に届出を行った者

適格機関投資家②

- 〃 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人(ロに該当するものとして届出を行った法人にあっては、業務執行組合員等(組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下同じ。)として取引を行う場合に限る。)
- イ 当該届出を行おうとする日の直近の日(以下「直近日」という。)における当該法人が保有する有価証券の残高が10億円以上であること。
- ロ 当該法人が業務執行組合員等であって、次に掲げるすべての要件に該当すること(イに該当する場合を除く。)
 - (1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する有価証券の残高が10億円以上であること。
 - (2) 当該法人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。
- ハ 当該法人が特定目的会社(資産流動化法2条3項)であって、資産流動化法4条の規定により届出が行われた資産流動化計画(資産流動化法2条4項)(当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法9条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。)における特定資産(資産流動化法2条1項)に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が10億円以上であること。

- 〃 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人(ロに該当するものとして届出を行った個人にあっては、業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。)
- イ 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - (1) 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が10億円以上であること。
 - (2) 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引を行うための口座を開設した日から起算して1年を経過していること。
- ロ 当該個人が業務執行組合員等であって、次に掲げるすべての要件に該当すること(イに該当する場合を除く。)
 - (1) 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する有価証券の残高が10億円以上であること。
 - (2) 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他のすべての組合員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他のすべての匿名組合契約に係る匿名組合員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他のすべての組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係るすべての組合員その他の者の同意を得ていること。
- 〃 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(個人を除く。)で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者
 - イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。) 5000万円
 - ロ 投資運用業 5000万円
 - ハ 銀行業(銀行法2条2項) 20億円
 - ニ 保険業(保険業法2条1項) 10億円
 - ホ 信託業(信託業法2条1項)(管理型信託業(同条3項)以外のものに限る。) 1億円
- 〃 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者

出資者の範囲の限定

- ❑ 新制度により、「適格機関投資家以外の出資者の範囲」が限定されることから、広く一般を対象にファンドの取得勧誘を行うことは禁止される。⇒一般個人は不可に
- ❑ 限定された範囲以外の者を相手方として勧誘する場合には第二種金融商品取引業の登録が、当該者から出資・拠出を受けた金銭を運用するためには投資運用業の登録がそれぞれ必要となる。

[適格機関投資家以外の出資者の範囲](※)

- 〃 国、地方公共団体
- 〃 日本銀行
- 〃 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者・投資運用業者以外)、当該特例業者(他のファンドに出資する場合)
- 〃 当該特例業者と密接な関係を有する者(当該特例業者の役員・使用人、親会社等・子会社等(当該親会社等の子会社等を含む)、運用委託先、投資助言者(当該者に投資助言を行う者を含む)、当該特例業者の親会社等・子会社等・運用委託先・投資助言者の役員又は使用人、当該特例業者・当該特例業者の役員又は使用人・当該特例業者の親会社等・子会社等・運用委託先・投資助言者の役員又は使用人の親族(3親等))
- 〃 上場会社
- 〃 法人(純資産又は資本金5,000万円以上)
- 〃 金融商品取引業者・上場会社・法人(純資産又は資本金5,000万円以上)の子会社等・関連会社等
- 〃 特殊法人、独立行政法人等
- 〃 特定目的会社
- 〃 年金基金、外国年金基金(投資性金融資産100億円以上)
- 〃 外国法人
- 〃 個人(投資性金融資産(有価証券やデリバティブ取引に係る権利等)1億円以上かつ証券口座開設1年経過)、法人(投資性金融資産1億円以上)
- 〃 資産管理会社
- 〃 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員(投資性金融資産1億円以上)である個人・法人
- 〃 公益社団法人・公益財団法人(国・地方公共団体が議決権総数・拠出金額の4分の1以上を保有・拠出し、地域振興・産業振興に関する事業を公益目的事業とするもの)
- 〃 外国の組合型ファンド等

(※)法63条1項1号、令17条の12第1項、業府令233の2

出資者の判断時点

- 「私募又は私募の取扱いの相手方となる時点」(※1)に判断をする。
 - 〃 特例業務届出者等が有価証券の取得勧誘を行う時点をいう。私募又は私募の取扱いの相手方となった時点で特例業務対象投資家の要件を満たしていた者については、ファンドの運用開始後に当該要件を満たさなくなった場合であっても、当該時点までに当該特例業務対象投資家から出資又は拠出を受けた財産の運用を引き続き行うことができるものと考えられる。(※2)
 - 〃 新たな取得勧誘が行われる際には、過去の取得勧誘時に要件を満たしていた者であっても、改めて新たな取得勧誘時において要件を満たしている必要があるものと考えられる。
 - 〃 「キャピタル・コール条項」に基づく出資金の個別の払込みについては、当該出資者が追加出資義務を負っている場合には、基本的には、当該追加出資は当初の契約において定められた義務の履行にすぎず、新たな金融商品取引契約の取得勧誘が行われるものではないと考えられるので、当該出資者に対して追加出資の求めを行うことは可能であると考えられる。(※3)
 - 〃 法第63条第1項第1号に規定する権利の譲渡を受ける者(セカンダリーで権利を譲り受ける者)は、その取得勧誘及び譲渡の時点において適格機関投資家又は特例業務対象投資家である必要がある。(※4)

(※1) 令17条の12第1項

(※2) パブコメ回答1~12番

(※3) パブコメ回答13・14番

(※4) 令17条の12第4項1号又は2号イ、パブコメ回答15・16番

当該特例業者と密接な関係を有する者

「ファンド資産運用等業者」

適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業において、当該出資対象事業持分の私募又は当該持分を有する者が出資若しくは拠出をした金銭その他の財産について法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行う者

- ✓ その出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブに対する投資として運用するもの以外のファンド(事業型ファンド)の私募を行う特例業務届出者の役員又は使用人についても、金商業等府令第233条の2第1項第1号に規定するファンド資産運用等業者の役員又は使用人に含まれるものと考えられる。

- 〃 当該ファンド資産運用等業者の役員・使用人
- 〃 当該ファンド資産運用等業者の親会社等・子会社等、当該親会社等の子会社等
- 〃 当該ファンド資産運用等業者の運用委託先
- 〃 当該ファンド資産運用等業者の投資助言者(当該者に投資助言を行う者を含む)
- 〃 当該ファンド資産運用等業者の親会社等・子会社等・運用委託先・投資助言者の役員又は使用人
- 〃 当該ファンド資産運用等業者の親会社等・子会社等・運用委託先・投資助言者の役員又は使用人の親族(3親等)

(※)法63条1項1号、令17条の12第1項6号、業府令233の2

(※)パブコメ回答40番

資本金・純資産が5000万円以上の法人

- 株式会社の資本準備金は、施行令第 17 条の 12 第 1 項第 8 号の「資本金」には含まれない。
- 医療法人のうち、持分の定めのある医療法人については、出資者から出資又は拠出を受けた金額が、資本金として経理されることから、施行令第 17 条の 12 第 1 項第 8 号に規定する「資本金の額」として扱うこととなる。
- 「法人」(施行令第17条の12第1項第9号)の「純資産の額」(同号)については、必ずしも確認が困難とまでは言えないものと考えられる。したがって、見込みではなく、私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において現に純資産の額が5,000万円以上である必要がある。

(※1) 令17条の12第1項8号・9号

(※2) パブコメ回答44～47番

外国法人

- 原則として、国外において非居住者である外国投資家を相手方として取得勧誘が行われる場合には、当該外国投資家については、適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件の該当性を判断するに当たり、考慮する必要がないものと考えられる。
- ただし、国内で行われる取得勧誘であれば、相手方が非居住者であっても金融商品取引法の対象となるものであり、適格機関投資家等特例業務の適用要件の該当性を判断する際にも考慮されるべきものと考えられる。
- 外国のリミテッド・パートナーシップをはじめとするいわゆる外国の組合型ファンド等は、施行令第17条の12第1項第13号に掲げる「外国法人」ではなく、一般的には金商業等府令第233条の2第4項第7号に該当するものと考えられる。

(※1) 令17条の12第1項13号

(※2) パブコメ回答50～52番

一定の要件を満たす個人

□ 次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

①取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その「保有する資産」の合計額が1億円以上であると見込まれること。

* 自己申告のみで確認するのではなく、顧客が任意に提供した資料(例えば、取引残高報告書又は通帳の写し等)を活用することにより、全体として「合理的に判断」して要件の充足性を確認する必要がある。⇒確認結果記録を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成・保存

②当該個人が金融商品取引業者等(外国の法令上これに相当する者を含む。)に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から1年を経過していること。

[保有する資産](不動産等の固定資産は含まれない)

① 有価証券(⑤に掲げるもの及び⑥に掲げるものを除く。)

② デリバティブ取引に係る権利

③ 特定貯金等、特定預金等、

④ 特定共済契約、及び特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

⑤ 特定信託契約に係る信託受益権

⑥ 不動産特定共同事業契約に基づく権利

⑦ 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

□ 組合等の業務執行組合員等であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、組合契約等に係る出資対象事業により業務執行組合員等としてその保有する資産の合計額が1億円以上であると認められる個人であること(業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。)

(※) 令17条の12第1項14号、業府令233条の2第3項、業府令62条2号イ～ト、監督指針IX-1-1(1)①イ

ベンチャー・ファンドの特例

- ベンチャー・ファンドについては「事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とする特例業務を行うための要件」として下記の要件を満たす場合は前頁の出資者に加え、「投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者」による出資も認められる。

[事業者への円滑な資金供給を行うことを目的とする特例業務を行うための要件](※)

- “ 非上場会社への株式投資等が80%超であること
- “ 原則として資金の借入れ・債務保証を行わないこと
- “ 原則として途中償還がないこと、内閣府令で定める事項(ファンドの名称・内容、出資者全員及び運用者の商号・氏名又は名称及び住所、個別の出資者が出資する金額、出資者に対する財務諸表等及び監査報告書の提供、出資者総会の開催、投資を行う場合は出資者へ投資内容を書面により通知すること、出資者による運用者の解任権・契約変更権、など)が出資契約において定められること
- “ 出資契約締結までに上記事項を記載した書面を交付して説明すること

[投資に関する事項について知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者](※※)

- “ 上場会社又は法人(純資産又は資本金5,000万円以上)かつ有価証券報告書提出会社の役員・元役員
- “ 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員・元業務執行組合員(投資性金融資産1億円以上)
- “ 会社の役員・従業員・コンサルタント等として、会社の設立、増資、新株予約権の発行、新規事業の立上げ、経営戦略の作成、企業財務、投資業務、株主総会若しくは取締役会の運営、買収又は株式の上場等に関する実務に、通算1年以上従事し、最後に従事した日から勧誘の相手方となる日までの期間が5年以内である者
- “ 勧誘の相手方となる日より5年以内に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書において上位50名又は上位10名までの所有株主として記載されている者
- “ 認定経営革新等支援機関(弁護士、会計士等)
- “ 上記の出資可能な投資家が支配する会社

(※)(令17条の12第2項、業府令233条の4)

(※※)法63条1項1号・2号、業府令233条の3

ベンチャー・ファンドの要件

- 非上場会社(上場会社が親会社等・子会社等のものを除く。)への株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、外国の者の発行するこれらのものが出資した額(現金・預貯金を除く)の80%超であること
 - * 拠出後の運用段階で80%を超えていない場合は、ベンチャー・ファンドの要件を満たさない。
 - * 非居住者の出資は含まない(国内での勧誘がある場合は除く。)
- 原則として資金の借入れ・債務保証を行わないこと(弁済期限が120日以内、保証期間が120日以内、投資先の債務保証(保証債務が有価証券の額を超えない場合に限る。)を除く。)
- やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。
- ファンドに関する事項(契約書への記載必要):LP契約のモデル契約書と同等のガバナンス
 - ✓ファンドの名称・事業内容
 - ✓営業所・事務所の所在地
 - ✓出資者全員及び運用者の商号・氏名又は名称及び住所
 - ✓個別の出資者が出資する金額
 - ✓契約期間・事業年度
 - ✓事業年度ごとに財務諸表の作成・監査を受けること
 - ✓出資者に対する財務諸表等・監査報告書の提供
 - ✓出資者総会の開催
 - ✓投資を行う場合は出資者へ投資内容を書面により通知すること
 - ✓出資者による運用者の解任権・選任権
 - ✓契約変更権(軽微な変更を除く)
 - * 「軽微な変更」とは契約の条項の明白な過誤を訂正する場合や、「ファンド資産運用者」自身の義務を加重し又は権利を縮減するための変更の場合等
- 出資契約締結までに上記事項を記載した書面を交付して説明すること

投資に関する事項について知識及び経験を有する者

- 上場会社又は法人（純資産又は資本金5,000万円以上）かつ有価証券報告書提出会社の役員・元役員（5年以内）
- 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員・元業務執行組合員（投資性金融資産1億円以上・5年以内）・元役員（5年以内）
- 会社の役員・従業員（特に専門的な能力であって当該業務の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該業務に従事した者に限る。）・コンサルタント等として、会社の設立、増資、新株予約権の発行、新規事業の立上げ、経営戦略の作成、企業財務、投資業務、株主総会若しくは取締役会の運営、買収又は株式の上場等に関する実務に、通算1年以上従事し、最後に従事した日から勧誘の相手方となる日までの期間が5年以内である者
*「特に専門的な能力であって当該業務の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該業務に従事した者」は、当該業務に従事した当時に所属していた会社等が作成した職歴証明書の提出を顧客に求めること等が考えられる（監督指針Ⅹ-1-1(1)①ロ）。
- 勧誘の相手方となる日より5年以内に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書において上位50名又は上位10名までの所有株主として記載されている者
- 認定経営革新等支援機関（弁護士、会計士等）
- 上記の出資可能な投資家（個人・法人）の支配する会社

投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものの除外

- 新制度では、特例業務の範囲から、「投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるもの」(※)として以下のものは除外される。に該当する場合には、当該ファンドの勧誘等は金融商品取引業の登録が必要である。

- 自己私募・自己運用に係る適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合(LPS契約に基づき当該LPS契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金を控除した金額が5億円以上であると見込まれるものを除く。)である場合
- 当該ファンドの出資する金銭その他の財産の総額の2分の1以上が「当該特例業者と密接な関係を有する者」(24頁における「当該特例業者と密接な関係を有する者」を参照。但し、当該特例業者の役員・使用人、親会社等は除く。)や「投資に関する事項について知識及び経験を有するもの」(前頁参照)からのものである場合

- 「5億円以上であると見込まれる」ことが困難となった場合には、引き続き業務を行うための法令上の要件を満たしている場合(投資事業有限責任組合以外の適格機関投資家が出資又は拠出をしている場合、金融商品取引業のうち第二種金融商品取引業の登録を受けている場合等)を除き、法第63条第1項第1号に掲げる行為を停止する必要がある。
- 「金銭その他の財産の総額」とは、いわゆるキャピタル・コール方式等を採用している契約における出資又は拠出を約束した金額ではなく、実際に出資又は拠出を受けた金額をいう。
- 非居住者の出資(国内勧誘があるもの以外)は除く。

(※)法63条1項1号・2号、業府令234条の2

届出事項・添付書類の拡充 欠格事由の導入

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

届出内容	提出時期	様式等
適格機関投資家等特例業務に関する届出書 【法第63条第2項】	新たに業務を行おうとする時 ※添付書類については、掲載している誓約書、履歴書などのほか、届出者（法人の場合は役員）・重要な使用人の住民票抄本などの提出が必要です。詳しくはこちら。 (※H28.2.3「 お知らせ(制度改正) 」P3参照)	様式(Excel)(様式20号) 記載例(PDF)
金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する届出書 【法第63条の3第1項】		様式(Excel)(様式21号)
誓約書 【法第63条第3項、内閣府令第238条の2】		【届出者が法人である場合】 様式(Word) 記載例(PDF)
履歴書 【内閣府令第238条の2】		【届出者が個人である場合】 様式(Word) 記載例(PDF)
適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合である場合に提出する書面 【内閣府令第238条の2】	届出後遅滞なく	様式(Word)
密接関係者及び知識経験を有する者からの出資金総額を証する書面 【内閣府令第238条の2】		様式(Word)

届出事項の拡充

- 特定業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地(届出者の主たる営業所又は事務所は既に届出事項)
- 主たる営業所又は事務所及び特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びに当該届出を行う者のホームページアドレス
 - * ない場合は記載不要。運用を委託している場合は委託先のホームページアドレス
- 出資対象事業持分の種別
 - * 「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」、「その他の権利」の別について記載
- 出資対象事業の内容
 - * 大まかな商品分類等に加え、投資方針・戦略等の概要を記載
- 全ての適格機関投資家の種別及び数(商号、名称、氏名は既に申告事項)
- 適格機関投資家以外の者を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募・自己勧誘を行う場合はその旨
- 「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募・自己勧誘を行う場合(ベンチャー・ファンドの場合)にはその旨
- ベンチャー・ファンドを行う場合には、出資対象事業の財務書類、監査を行った公認会計士・監査法人の氏名・名称
- 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
- 外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称、所在地又は住所及び電話番号

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

- 『適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者(法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員)を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。』(別紙様式第二十号)

- 複数の階層のファンドにより構成される場合には、最終的な法人又は個人であるジェネラル・パートナーに至るまでの階層についても具体的に記載することを想定している。
- その場合、適格機関投資家等特例業務の届出を行う者は最終的な法人又は個人であるジェネラル・パートナーであるため、①別添 1 の「適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の状況」欄は当該最終的な法人又は個人の状況を記載する必要があり、②別添 3 に記載すべき役員等については、当該最終的な法人又は個人の役員等について記載する必要がある。また、③国内における代表者又は代理人については、届出者である当該最終的な法人又は個人の代表者又は代理人を定める必要がある。

適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の縦覧

特例業務届出者は、届出後、遅滞なく、下記事項を記載した書面を作成し、主たる営業所・事務所及び特例業務を行う全ての営業所・事務所に備え置いて縦覧するか、インターネット等で公表しなければならない。

[縦覧事項](別紙様式第20号の2)

- 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況
 - ✓代表者の氏名・役職
 - ✓業種の別(私募・運用)
 - ✓主たる営業所又は事務所(名称、所在地、電話番号)
 - ✓ホームページアドレス
 - ✓他に行っている事業の種類
 - ✓資本金の額又は出資の総額(円)
- 適格機関投資家等特例業務に関する法2条2項5号・6号に掲げる権利の状況
 - ✓出資対象事業持分の名称
 - ✓出資対象事業持分の種別
 - ✓出資対象事業の内容(商品分類・内容)
 - ✓業種の種別(私募・運用の別、届出の種別)
 - ✓適格機関投資家の種別
 - ✓適格機関投資家の数
 - ✓適格機関投資家以外の出資者の有無
 - ✓投資に関する事項について知識及び経験を有する者の有無
 - ✓公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
- 役員及び政令で定める使用人の状況(氏名・名称、役職、政令で定める使用人の種別)
- 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事業所の状況(名称、所在地、電話番号)

添付書類の新設

- 誓約書(欠格事由に該当しないこと等)
- 届出者が法人の場合には、定款及び登記事項証明書
- 届出者(法人の場合は役員)・重要な使用人の履歴書・住民票抄本
- 届出者(法人の場合は役員)・重要な使用人が成年被後見人・被保佐人等に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 重要な使用人(法人の場合は役員を含む)が暴力団等に該当しない者であることを当該役員・重要な使用人が誓約する書面
- 適格機関投資家が投資事業有限責任組合(LPS)である場合においては、LPS契約に基づき当該LPS契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額及び当該LPSの借入金の額を証する書面
 - * 適格機関投資家がLPSのみである場合、5億円以上の運用資産残高(借入を除く)を有するものでなければ、特例業務の適格機関投資家として、認められない。(※既存業者は、要件を満たす適格機関投資家を手当てしない限り、自己募集を行うことはできない。ただし、法施行前に自己募集を終えた出資金に限っては、引き続き自己運用を行うことが可能。)
- 組成するファンドの出資金総額並びに「届出者(当該特例業者)と密接な関係を有する者」(24頁参照。但し、当該特例業者の役員・使用人、親会社等は除く。)及び「投資に関する事項について知識及び経験を有するもの」(31頁参照)からの出資金総額を証する書面

ベンチャーファンドの特例における契約書の写しの提出

特例業務届出者のうちベンチャーファンドの特例による者は、適格機関投資家等特例業務の届出又は変更届(「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」に対する私募をする場合又はこれらの者が持分を有することになった場合に限る。)の後、3(特例業務届出の場合は届出の日から、変更届出の場合は変更の日から)3ヶ月以内に、ファンドに係る契約書の写しを提出しなければならない。延長は、届出により1回に限り3月に限り可能(期間内に提出が困難な理由の書面を添付する必要あり)。

[契約書の記載要件]

- ① 出資対象事業持分の名称
- ② 出資対象事業の内容
- ③ 出資対象事業を行う営業所又は事業所の所在地
- ④ ファンド資産運用者の商号、名称又は氏名及び住所
- ⑤ 出資者が出資又は拠出する金額(金銭以外の財産を出資又は拠出の目的とするときは、その内容及び価額)
- ⑥ 出資対象事業持分に係る契約期間がある場合においては、当該契約期間
- ⑦ 出資対象事業の事業年度
- ⑧ ファンド資産運用者が、出資対象事業の事業年度ごとに、当該事業年度の財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けること。
- ⑨ ファンド資産運用者が、出資対象事業に係る事業年度終了後相当の期間内に、出資者に対し、財務諸表等及び前号の監査に係る報告書の写しを提供すること。
- ⑩ ファンド資産運用者が、出資対象事業に係る事業年度終了後相当の期間内に、出資者を招集して、出資者に対し出資対象事業の運営及び財産の運用状況を報告すること。
- ⑪ 出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を宛てて有価証券その他の資産に対する投資を行う場合において、ファンド資産運用者が出資者に対し、その投資の内容を書面により通知すること。
- ⑫ 正当な事由がある場合において、出資者の有する出資対象事業持分の過半数(これを上回る割合を定めた場合には、その割合以上)の同意を得て、ファンド資産運用者を解任することができること。
- ⑬ ファンド資産運用者が退任した場合において、全ての出資者の同意により、新たなファンド資産運用者を選任することができること。
- ⑭ 出資対象事業持分に係る契約の変更(軽微な変更を除く。)をする場合において、出資者の有する出資対象事業持分の過半数(これを上回る割合を定めた場合には、その割合以上)の同意を得なければならないこと。

上記事項に変更がある場合は、変更に係る契約の写しを遅滞なく提出しなければならない。変更の内容、変更年月日及び変更理由を記載した書面を添付する必要あり。

欠格事由の導入

- 新制度導入後、以下の欠格事由に該当する者は、特例業務等を行ってはならないこととなる。
- 届出書の添付書類として、こうした欠格事由に該当しないことについての誓約書(添付書類)を提出する必要があることなどに鑑み、届出を行う前には、必ず、欠格事由がないことを確認する必要がある。

- ✓ 金融商品取引法第29条の4第1項第1号イからハまでに規定する者(金融商品取引業の登録が取り消された日から5年以内など)に該当する者(※1)
- ✓ 法人について
 - 〃 同項第2号に規定する者(役員・重要な使用人が成年被後見人・被保佐人等)に該当する者
 - 〃 役員・重要な使用人のうちに暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年以内(暴力団員等)に該当する者のある法人
- ✓ 個人について
 - 〃 同項第3号に規定する者(当該個人・重要な使用人が成年被後見人・被保佐人等)に該当する者
 - 〃 暴力団員等又は重要な使用人のうちに暴力団員等のある者
- ✓ 外国法人について、国内における代表者を定めていない者(※2)
- ✓ 外国に住所を有する個人について、国内における代理人を定めていない者(※2)
- ✓ 外国法人及び外国に住所を有する個人について、主たる営業所・事務所、特例業務等を行う営業所・事務所の所在するいずれかの外国の同法第189条第1項に規定する外国金融商品規制当局の同法第189条第2項第1号の保証(MoU等)がない者(※3)

※1 既存業者は、平成27年改正金商法施行日より5年間の経過措置あり。

※2 既存業者は、平成27年改正金商法施行日より6か月間の経過措置あり。

※3 既存業者は、適用除外あり。

行為規制の拡充

行為規制の拡充

- 従前は「虚偽説明の禁止」(法38条1号)及び「損失補填の禁止」(法39条)のみ適用があったが、改正後は、以下の行為規制を遵守する必要がある。
- 届出を行う前には、必ず、行為規制を確認した上で、契約締結前に出資者に交付する書面を予め作成するなど、行為規制を遵守した業務運営を行うために必要な措置を講ずる必要あり。
※特定投資家制度(プロ・アマ規制)の適用がある(同法第3章第1節第5款(同法第34条から第34条の5まで))。届出書の添付書類として、こうした欠格事由に該当しないことについての誓約書(添付書類)を提出する必要があることなどに鑑み、届出を行う前には、必ず、欠格事由がないことを確認する必要がある。
- 既存事業者についても、**分別管理義務(法42条の4)を含め経過措置は一切ない。**

- 顧客に対する誠実義務(法第36条第1項)
- 名義貸しの禁止(法第36条の3)
- 広告等の規制(法第37条)
- 契約締結前の書面の交付(法第37条の3)
- 契約締結時等の書面の交付(法第37条の4)
- 断定的判断の提供の禁止(法第38条第2号)
- 内閣府令で定める行為の禁止(法第38条第8号)
- 適合性の原則等(法第40条)
- 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止(法第40条の3)
- 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止(法第40条の3の2)
- 忠実義務・善管注意義務(法第42条)
- 自己取引等の禁止(法第42条の2)
- 分別管理(法第42条の4)
- 運用報告書の交付(法第42条の7)

有価証券の分別管理義務

①混蔵保管以外の場合(単純保管)

自己の固有財産と分別して管理しなければならない有価証券(「顧客有価証券」)の保管場所と、金融商品取引業者等の固有財産である有価証券等の顧客有価証券以外の有価証券(「固有有価証券等」といいます。)の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるように、顧客別あるいは証券の記番号順等により保管することにより管理しなければならない。

②(混蔵保管)のうち、自社で保管する場合

顧客有価証券の保管場所と固有有価証券等の保管場所を明確に区分し、各々の顧客の持分について、自社の帳簿で直ちに判別できる状態で保管することにより管理する必要がある。

②(混蔵保管)のうち、第三者に保管させる場合

第三者において、自身の取引の口座と顧客のための口座を区分する等の方法により、顧客有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各々の顧客の持分が自社の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する必要がある。

③振替法に基づく場合

振替法に基づく振替口座簿において、顧客有価証券として明確に管理する必要がある。

帳簿書類の作成・保存

- 新制度導入後、特例業務等に関する帳簿書類として、以下の書類を作成し、これを一定期間保存することとされている。
- 届出を行う前には、必ず、帳簿書類を確実に作成・保存するために必要な措置を講ずる必要がある。

私募・運用の別	帳簿書類	保存期間
私募・運用のいずれの場合も	“プロ投資家からアマ投資家への転換の承諾をする場合の交付書面 “個人であるアマ投資家からプロ投資家への転換の際の法令適用の特例事項についての交付書面 “契約締結前交付書面 “契約締結時交付書面 “契約変更書面 “法人であるアマ投資家からプロ投資家への転換の承諾の際の同意書面	5年
私募の場合	“募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録 “顧客勘定元帳	10年
運用の場合	“登録投資法人との資産運用委託契約や投資一任契約等の財産の運用その他の法律行為の内容を記載した書面 “運用財産に係る運用報告書 “運用明細書	10年

(※)法63条の4、業府令246条の2

事業報告書・説明書類の導入

- 平成28年3月1日以降に開始する事業年度分より、事業年度毎に事業報告書(別紙様式第21号の2)を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に特例業務等の届出を行った所管の財務局等に提出する必要がある。

- 事業報告書に記載されている事項のうち、投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるもの(別紙様式第21号の3)に記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後4か月以内に、主たる営業所・事務所及び特例業務等を行う全ての営業所・事務所への据置きによる公衆縦覧、又は自社のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する必要がある。説明書類に代えて、事業報告書の写しをもって公表することも可能である。
 - ✓ 届出年月日
 - ✓ 行っている業務の種類
 - ✓ 当期の業務概要
 - ✓ 役員及び使用人の状況
 - ✓ 外部監査の状況

- 外国業者については、提出期限の延長の承認制度がある。

(※)法63条の4第2項、第3項、業府令246条の3、246条の5

問題のある特例業者への対応

監督・検査権限の強化

□ 監督上の処分の強化

これまで、問題のある特例業者等に対しては警告書を発出していましたが、新制度により、問題のある特例業者等に対する業務改善命令、業務の全部又は一部の停止命令(最大6か月)、業務廃止命令の発出が導入される。

□ 検査権限の強化

✓ 検査権限の明確化

公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、業務(自己私募・自己運用に係る業務)等について報告徴求・立入検査に係る権限を行使できることを明確化

✓ 裁判所の禁止・停止命令の対象の拡大

業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加。

罰則の強化

[追加]

行為	改正後の罰則の内容
届出・登録なく営業(無登録営業)	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可能)
虚偽の届出、虚偽の記載等をした届出書添付書類の提出	

[新設]

行為	改正後の罰則の内容
業務廃止命令違反	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可能)
業務停止命令違反	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科可能)
帳簿書類の作成・保存義務違反、虚偽の帳簿書類の作成	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科可能)
事業報告書の提出義務違反、虚偽の記載をした報告書の提出	
説明書類の公衆縦覧義務違反、虚偽の記載をした説明書類の公衆縦覧	
届出事項の公衆縦覧義務違反、虚偽の公衆縦覧	
出資契約書の写しの提出義務(※)違反、虚偽の写しの提出	
業務改善命令違反	30万円以下の過料

※ベンチャー・ファンド特例を行う特例業者は、原則として、金融商品取引法第63条第2項の規定に基づく届出が行われた日又は事業者への円滑な資金提供を行うことを目的とする旨の変更があった日から3か月以内に出資対象事業に係る契約書の写しを提出しなければならない。

(※)法197条の2、198条の5、198条の6、205条の2の3、208条

經過措置

経過措置

- 改正法の施行の際現に適格機関投資家等特例業務のうち、法63条1項2号に掲げる業務(自己運用)を行っている特例業務届出者については、当該業務が終了するまでの間は、改正法の施行前に取得勧誘を開始した権利について、施行前に出資又は拠出を受けた財産に係る同号に掲げる業務を引き続き行うことができる。
- したがって、改正後の同条1項の規定により、適格機関投資家等特例業務の相手方となることができない者が出資者に含まれている場合であっても、既に当該者から出資・拠出を受けた財産の運用を継続することが可能であり、当該者から出資・拠出を受けた財産について、償還等を行う必要はない。
- 一方、特例業務届出者が、改正法の施行日以降、適格機関投資家等特例業務のうち、同項第1号に掲げる業務(私募)を行う場合には、当該業務及び当該業務の相手方となった者から出資又は拠出を受けた財産の運用業務について、改正後の同条の規定に従って業務を行うことが必要となる。
- 組合契約の規定に従って(組合設立後に)組合員に対して出資の払込みの履行を求めるものであって、組合員等について何らの前提条件もなく当該払込みを行う義務が定められているような場合には、既に締結された組合契約の履行を求めるものにすぎないものとして、取得勧誘に該当しないと考えられる。改正法の施行前に上記のような組合契約を締結している場合、当該契約の規定に従って、改正法の施行後に組合員に対して出資の払込みの履行を求めることは可能である。